

福生市告示第 147 号

振動規制法による地域の指定及び特定工場等の規制基準

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき市長が指定する地域及びその地域における法第 4 条第 1 項の規定に基づく特定工場等の規制基準を次のとおり定める。

なお、関係図面は、福生市生活環境部環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成 27 年 9 月 2 日

福生市長 加藤育男

1 指定地域

福生市の区域。ただし、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和 35 年条約第 7 号）第 2 条第 1 項の規定による施設及び区域の存する区域並びにこれらに接する地先及び水面を除く。

2 特定工場等の規制基準

次のとおりとする。

区域の区分		時間区分		振動の大きさ
種別	該当地域			
第一種区域	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域（第二種区域に該当する区域を除く。）	昼間	午前 8 時から午後 7 時まで	60 デシベル
		夜間	午後 7 時から翌日午前 8 時まで	55 デシベル

第二種 区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面	昼間	午前8時から午後8時まで	65 デシベル
		夜間	午後8時から翌日午前8時まで	60 デシベル
ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベル減じた値とする。				

備考

デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

振動の測定は、計量法第71条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。

振動の測定方法は、日本工業規格Z8735に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。

- ・測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- ・測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- ・測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔・100個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の80パーセントレンジの上端

の数値とする。